

＜東日本大震災復興緊急保証認定に係る注意事項＞

令和2年4月1日現在

1 東日本大震災復興緊急保証認定の概要

東日本大震災により直接、間接に著しい被害を受け、経営に支障を来たしている中小企業の方を対象とした保証制度です。

震災の直接被害者のみだけでなく、風評被害等で震災により間接的に被害を受けている方についても対象となり、一般保証、セーフティネット保証、災害関係保証とは別枠で利用できます。

取扱期間は令和3年(2021年)3月31日までです。

(令和3年(2021年)3月31日までに貸付実行がなされたものが対象です。)

2 認定基準

特定被災区域において震災前から継続して事業を行っていた者(※4)であって、東日本大震災に起因して、その事業に係る当該震災の影響を受けた後の最近3カ月間(※1)の売上高又は販売数量(※2)(建設業に当たっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が、震災の影響を受ける直前の同期(※3)に比して10%以上減少していること。

※1「最近3カ月間」は、申請日前6カ月以内(申請月を除く)の連続する3カ月間とします。

ただし、これは直近の月の売上高等が未集計の場合に適用される措置であることにご留意ください。

例)平成30年7月申請の場合、平成30年1月～6月のうちの連続する3カ月間が対象。

※2 平均販売数量は、単価が同一である単一製品を取り扱う中小企業者のみが利用できます。

※3「震災の影響を受ける直前の同期」は、基本的に6年前の同期となります。

※4・「特定被災区域」は内閣府HPに掲載。新潟県では十日町、上越市、津南町が該当。

・新潟市内の中小企業者が該当する場合は、以下の例示のとおり。

例)・新潟市内に本店を有する中小企業者が被災地に支店を有しており、当該支店が被災したことにより、新潟市内の本店も震災の影響を受けた。

・特定被災地域の事業者が、被災して新潟市内に避難・移転し、新潟市内で事業所を開設する。

3 認定申請手続き

○認定申請書

※「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定による認定申請書」

○「最近3カ月間」と「震災の影響を受ける直前の同期」における売上高を確認できる試算表・元帳など

○被災地に支店を有すること、被災地で事業を行っていたことなどが確認できる書類

○現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本または写し

※個人の場合は不要。

○決算書など

法人：決算報告書の原本または写し(直近1期分)

個人：確定申告書の原本または写し(直近1期分)

4 注意事項

※認定書は、原則認定申請書を受け付けした翌開庁日中に交付いたします。なお、認定事務は当日の窓口の込み具合により、多少時間がかかる場合があります。

※受付窓口

○北区役所 産業振興課 025-387-1356 ○秋葉区役所 産業振興課 0250-25-5689

○東区役所 地域課 025-250-2170 ○南区役所 産業振興課 025-372-6507

○中央区役所 地域課 025-223-7054 ○西区役所 農政商工課 025-264-7630

○江南区役所 産業振興課 025-382-4809 ○西蒲区役所 産業観光課 0256-72-8454

※認定書の有効期限は、発行日から起算して30日です。